

## 別表十三（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第64条から第65条まで（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合に記載します。

を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額33」の欄には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- 2 措置法第64条の2第2項（収用等に伴い特別勘定